

金融庁業務継続計画 (新型インフルエンザ等対応編)

< 概 要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針

背景と位置付け

新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン (H21.8策定、R6.9改定)

- 新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要。
- 中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、各府省等における適切な業務継続計画の策定を支援。

金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編) (H22.8策定、R7.4改定)

- 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等の流行を想定し、策定したもの。
- 新型インフルエンザ等発生時には、内閣感染症危機管理統括庁と緊密な連携を図りつつ、金融庁対策本部を開催し、本計画を発動する。

<金融庁業務継続計画 基本方針>

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

(参考:被害想定)

- 本計画は、職員の最大40%程度の欠勤を想定。ただし、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等に左右されるものであり、予測することは難しいことから、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

実施・継続すべき業務

新型インフルエンザ等発生時、真に必要な業務を継続し、不急の業務を縮小又は中断することにより、真に必要な業務に行政資源を集中させるため、以下のとおり当庁業務を仕分け。

① 強化・拡充業務

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するもの。

- 金融機関等の被害及び業務継続状況等の確認に係る業務
- 金融市場等における状況の確認に係る業務
- 金融機関に対する金融上の措置の要請に係る業務等

② 一般継続業務

- 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

- EDINETの運用管理業務
- 金融機関の財務の健全性・業務の適切性に関する監督業務(必要最低限のもの)等

③ 縮小・中断業務

- 強化・拡充業務及び一般継続業務以外の業務

- 緊急性のない立入検査、調査
- 研修・講演等の開催等

執行体制・執務環境の確保

新型インフルエンザ等発生時における執行体制・執務環境を確保するため、業務の仕分けを踏まえ、必要となる人員を確保するための人員計画等を内容とする業務継続マニュアルを課室単位で作成。

執行体制の 確保

- 職員欠勤率40%を想定し、強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小又は中断するために必要な最低限の人員確保のための方策
- 強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小又は中断するための具体的な実施手順
- 業務上の意思決定者である権限者が感染した場合に備えた権限委任についてのルール

執務環境の 確保

- 業務継続に必要な物資の計画的備蓄方針
- システム運用支援事業者を含めた体制整備

<感染対策の徹底>

- 手洗い、手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、職場の清掃・消毒、換気
- 入館管理(発熱等の症状を有する来訪者の入庁制限等)
- 職場で発症者が出た場合の措置
- 職員の同居者等が発症した場合の対処
- 海外勤務する職員等への対応